

令和 5 年 第 2 回 定 例 会 （ 5 月 議 会 ）

予 算 特 別 委 員 会 福 祉 環 境 分 科 会 提 出 資 料
福 祉 環 境 委 員 会 提 出 資 料

—— 補 正 予 算 ・ 議 案 関 係 ——

令和 5 年 5 月 1 5 日

健 康 福 祉 部

目

次

◎ 補正予算関係

- ・子育て世帯生活支援特別給付金事業（地域・家庭福祉課）…………… 1

◎ 議案関係

- ・秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する2条例の専決処分報告（障害福祉課）…………… 2

予算額 56,840千円（国 56,840）[新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金]

1 事業目的

食費等の物価高騰の影響により家計が悪化している低所得のひとり親世帯の生活を支援するため、給付金を支給する。
併せて、低所得の子育て世帯（ひとり親以外の世帯を含む。）に支給される給付金制度の広報啓発等を行う。

2 実施主体 県（町村分）

3 事業内容

（1）児童扶養手当受給者等に対する給付金
50,000千円

支給対象者	①～③のいずれかに該当する者 ①令和5年3月分の児童扶養手当受給者（申請不要） ②公的年金等の受給により児童扶養手当を受給していないが、令和3年の収入が児童扶養手当受給者と同水準の者（要申請） ③児童扶養手当を受給していないが、家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同水準に下がった者（要申請）
給付額	児童1人当たり5万円
対象者数	1,000人（700世帯）
支給時期	①：5月末（予定） ②・③：申請に基づき随時

（2）制度の広報啓発等 6,840千円
県広報紙や新聞広告等を活用し、制度の広報啓発等を行い、支給対象者からの申請を促進する。

＜参考＞

低所得の子育て世帯に対する給付金の実施主体

低所得のひとり親世帯分		その他
町村分	市分	低所得の子育て世帯分
県	市	市町村

児童扶養手当とは
・ひとり親の家庭等に対して、生活の安定・自立の促進を目的として支給される手当
・18歳の年度末を迎えるまでの児童等を対象

令和5年度支給額（月額）

	最大	最小
1人目の児童分	44,140円	10,410円
2人目の児童分	10,420円加算	5,210円加算
3人目以降の児童分	6,250円加算	3,130円加算

※一定以上の所得の場合、支給されない。

【報告第21～22号関係】

秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する2条例の専決処分報告

障害福祉課

1 理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第175号）による児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）等の一部改正等による指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設の運営に関する基準を定める次の2条例の一部改正について、議会の議決を経るいとまがなかったので専決処分したものでありこれについて議会に報告し、承認を求めるものである。

- ①秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ②秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

2 主な改正内容（〔 〕内は1に掲げる条例のうち該当する条例）

(1)従業者〔①の条例関係〕

指定児童発達支援事業者等は、入所している障害児と保育所入所児童等を交流させるときは、当該障害児の支援に支障がない場合に限り、当該障害児の支援に直接従事する従業者を、当該保育所入所児童等への保育に併せて従事させることができる。

(2)安全計画の策定等〔①・②の条例関係〕

指定児童発達支援事業者等は、障害児の安全の確保を図るための安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

(3)自動車を運行する場合の障害児の所在の確認〔①・②の条例関係〕

指定児童発達支援事業者等は、障害児の事業所外での活動、取組等のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の方法により、当該障害児の所在を確認しなければならない。

(4)自動車を運行する場合の障害児の所在の確認〔①の条例関係〕

指定児童発達支援事業者等は、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザー等の障害児の見落としを防止する装置を備え、障害児の所在の確認を行わなければならない。

(5)懲戒に係る権限の乱用の禁止〔①・②の条例関係〕

障害児に対する懲戒に係る権限の濫用の禁止に関する規定を削る。

3 施行期日等

(1)この条例は、令和5年4月1日から施行する。

ただし、2(5)は、公布の日から施行する。

(2)この条例の施行に関し所要の経過措置を規定する。

新		旧
5	(従業者) 第五条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、第一号に掲げる従業者にあつては、規則で定めるところにより、指定児童発達支援の単位（指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。第三項及び次条第五項において同じ。）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たるものとする。	(従業者) 第五条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。
	一・二 略	一・二 略
2	前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。	2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。
二	当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に	二 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に
3	略	略
4	第一項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第一条第二項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童（以下「保育所入所児童等」という。）と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、当該障害児の支援に支障がない場合に限り、当該障害児の支援に直接従事する従業者にについては、当該保育所入所児童等への保育に併せて従事させることができる。	3 略
5	前各項に定めるもののほか、指定児童発達支援事業所の従業者に関し必要な事項は、規則で定める。	4 前三項に定めるもののほか、指定児童発達支援事業所の従業者に関し必要な事項は、規則で定める。

(準用) 第二十八条の五 第四条、第七条、第八条、第十二条から第二十四条まで及び第二十六条から第二十八条までの規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第二十条各号」とあるのは、「第二十八条の五において準用する第二十条各号」と読み替えるものとする。 (従業者) 第二十九条 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、第一号に掲げる従業者にあつては、規則で定めるところにより、基準該当児童発達支援の単位（基準該当児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たるものとする。 一・二 略 2 前項の規定にかかわらず、保育所入所児童等と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、当該障害児の支援に支障がない場合に限り、当該障害児の支援に直接従事する従業者については、当該保育所入所児童等への保育に併せて従事させることができる。 3 前二項に定めるもののほか、基準該当児童発達支援事業所の従業者に關し必要な事項は、規則で定める。	
苦痛を与える行為、人格を辱める行為その他の懲戒に係る権限を濫用する行為をしてはならない。 (準用) 第二十八条の五 第四条、第七条、第八条及び第十二条から第二十八条までの規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第二十条各号」とあるのは、「第二十八条の五において準用する第二十条各号」と読み替えるものとする。 (従業者) 第二十九条 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。 一・二 略 2 前項に定めるもののほか、基準該当児童発達支援事業所の従業者に關し必要な事項は、規則で定める。	

(従業者) 第三十六条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者（第三十九条及び第四十条において「指定医療型児童発達支援事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。 一・六 略 2 略 3 第一項各号に掲げる従業者及び前項の機能訓練担当職員は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならぬ。ただし、障害児の支援に支障がない場合には、当該障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。 4 前項の規定にかかわらず、保育所入所児童等と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、当該障害児の支援に支障がない場合に限り、当該障害児の支援に直接従事する従業者については、当該保育所入所児童等への保育に併せて従事させることができる。 5 前各項に定めるもののほか、指定医療型児童発達支援事業所の従業者に關し必要な事項は、規則で定める。 (準用) 第四十一条 第七条、第十二条、第十三条、第十五条から第十九条まで、第二十条の二から第二十四条まで及び第二十六条から第二十八条までの規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第二十条各号」とあるのは「第四十条各号」と、第十八条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と読み替えるものとする。 (準用)	
(従業者) 第三十六条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。 一・六 略 2 略 3 前二項に定めるもののほか、指定医療型児童発達支援事業所の従業者に關し必要な事項は、規則で定める。 (準用) 第四十一条 第七条、第十二条、第十三条、第十五条から第十九条まで及び第二十条の二から第二十八条までの規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第二十条各号」とあるのは「第四十条各号」と、第十八条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と読み替えるものとする。 (準用)	

第五十条の七 第七條、第十二條、第十三條、第十五條から第十九條まで、第二十條の二、<u>第二十二條の二</u>、第二十二條の三第一項、第二十三條、第二十四條及び第二十六條から第二十八條までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第七條ただし書中「ただし」とあるのは「ただし、第五十条の三第一項第一号の訪問支援員及び同項第二号の児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と、第十二條第一項中「第二十條各号」とあるのは「第五十条の六各号」と読み替えるものとする。 (準用) 第五十六條 第七條、第十二條、第十三條、第十五條から第十九條まで、第二十條の二、<u>第二十二條の二</u>、第二十二條の三第一項、第二十三條、第二十四條、第二十六條から第二十八條まで、第五十条の五及び第五十条の六の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第七條ただし書中「ただし」とあるのは「ただし、第五十二條第一項第一号の訪問支援員及び同項第二号の児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と、第十二條第一項中「第二十條各号」とあるのは「第五十六條において準用する第五十条の六各号」と読み替えるものとする。	第五十条の七 第七條、第十二條、第十三條、第十五條から第十九條まで、第二十條の二、<u>第二十二條の二</u>、第二十二條の三第一項、第二十三條、第二十四條及び第二十六條から第二十八條までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第七條ただし書中「ただし」とあるのは「ただし、第五十条の三第一項第一号の訪問支援員及び同項第二号の児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と、第十二條第一項中「第二十條各号」とあるのは「第五十条の六各号」と読み替えるものとする。 (準用) 第五十六條 第七條、第十二條、第十三條、第十五條から第十九條まで、第二十條の二、<u>第二十二條の二</u>、第二十二條の三第一項、第二十三條、第二十四條、第二十六條から第二十八條まで、第五十条の五及び第五十条の六の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第七條ただし書中「ただし」とあるのは「ただし、第五十二條第一項第一号の訪問支援員及び同項第二号の児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と、第十二條第一項中「第二十條各号」とあるのは「第五十六條において準用する第五十条の六各号」と読み替えるものとする。
---	---

秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新		旧
(安全計画の策定等) 第十六条の二 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する当該指定福祉型障害児入所施設の外での活動、取組等を含めた当該指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他当該指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて当該安全計画の変更を行うものとする。 (自動車を運行する場合の障害児の所在の確認) 第十六条の三 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の当該指定福祉型障害児入所施設の外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の当該障害児の所在を確実に把握することができする方法により、当該障害児の所在を確認しなければならない。		(懲戒に係る権限の濫用の禁止) 第十九条 指定福祉型障害児入所施設の長たる当該指定福祉型障害

(準用) 第二十六条 第六条、第七条、第九条から第十八条まで及び第二十条から第二十二条までの規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第六条第一項中「第十四条各号」とあるのは「第二十六条において準用する第十四条各号」と、第十二条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と読み替えるものとする。	(準用) 第二十六条 第六条、第七条及び第九条 ― から第二十二条までの規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第六条第一項中「第十四条各号」とあるのは「第二十六条において準用する第十四条各号」と、第十二条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と読み替えるものとする。 児入所施設の管理者は、障害児に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与える行為、人格を辱める行為その他の懲戒に係る権限を濫用する行為をしてはならない。
---	--